

令和8年第1回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和8年1月9日（金）午後2時00分から午後2時40分まで

2. 開催場所 城陽市役所本庁舎4階 第2会議室

3. 出席委員 (18人)

会長	20番 谷 則男
委員	1番 岡本 三枝子
	2番 中村 貴子
	3番 北澤 良祐
	4番 菊岡 祐一
	5番 奥村 郁雄
	6番 稲田 正文
	7番 田村 勝美
	8番 小出 正和
	9番 阪部 幸弘
	10番 森澤 明
	11番 太田 健市
	13番 中村 安秀
	14番 奥 哲郎
	15番 森島 孝司
	16番 吉田 真己
	17番 畑中 恭伸
	18番 新井 泉次

4. 欠席委員 (2人)

12番 中川 善宏
19番 木村 正樹

5. 議事日程

日程第1 会期決定の件

日程第2 会議録署名委員決定の件

日程第3 議案 第37号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日程第4 議案 第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見について

日程第5 議案 第39号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）

日程第6 議案 第40号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

日程第7 報告 第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（専決）

日程第8 報告 第32号 農地法第4条第1項の規定による届出について（専決）

日程第9 報告 第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について（専決）

農業委員会事務局

事務局長 西山 憲治
事務局 岡 正樹
事務局 村井 萌晟
事務局 永田 武司

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。</p> <p>議席番号 12 番中川委員、19 番木村委員より欠席届が提出されております。</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員 14 名中 13 名、推進委員 6 名中 5 名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長挨拶並びに定例総会議事について、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p> <p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和 8 年第 1 回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしくお願ひします。</p> <p>日程第 1、会期決定の件は、本日 1 日とします。</p> <p>日程第 2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、9 番阪部委員、10 番森澤委員よろしくお願ひします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方にお願いいたします。</p>
事務局	<p>日程第 3、議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し、受付番号 28 番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>受付番号 28 番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲渡人は宇治市小倉町 ●● ●●、譲受人は城陽市寺田●●●●●●●です。</p> <p>権利の種類は 3 条の有償移転です。</p> <p>資料 1 に位置図を添付しております。</p> <p>なお、当該地につきましては、現地調査委員会にて農地として適正に管理されている</p>

	ことを確認しております。
会長	対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。譲受人は農地所有適格法人であり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)
	質疑がないので、採決に入ります。
	受付番号28番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)
	全員賛成により、全部効率化要件、農作業従事要件、地域調和要件を満たしており、第3条第2項の各号に該当しないとして、本件を許可することに決定します。
	日程第4、議案第38号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見についてを上程し、受付番号4番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号4番について説明します。 土地の所在は城陽市富野 地目は田、面積は611平方メートル 申請人は城陽市富野 ●● ●●です。 資料2に位置図等を添付しております。
	転用目的は農作物直売所、農作業場、農機具倉庫です。 転用理由は自身の農作物を販売する直売所や農作業場、農機具倉庫として利用するためです。 市街化調整区域、農業振興地域内、農用地区域外 現況は田、北側は田、東側は里道、西側は農道、南側は道路です。 雨水排水は既存の管渠を利用します。建物からの雨水排水は柵に集水し既存の管渠へ放流します。 また、井戸を設置し、手洗い用に使用します。トイレは設置しません。排水は雨水排水と同様に既存の管渠を利用します。
	内川土地改良区からは、

- ・近隣の農家の了解を得て、迷惑を掛けないようにしてください。
 - ・用水並びに排水及び農道については、従来の権利を損なわないようにしてください。
 - ・工事中、排水については汚水等を流さないようにしてください。
 - ・工事中、交通安全について十分留意してください。
 - ・里道及び土地の境界線を確認してください。
 - ・里道がある場合、里道の中心より 1 メートル 10 センチあけてください。
- 環境課からは、現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。
- 農政課からは、周辺農地に影響のないようご配慮願います。
- 管理課からは、
- ・申請地東側に存する里道を取り込まないよう注意して下さい。
 - ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応して下さい。
 - ・道路に関する工事を行う場合は道路法第 24 条による協議をして下さい。
- との意見が付されております。

会長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。事務局説明どおりであり、申請地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 4 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

日程第 5 、議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について一括契約を上程し、受付番号 50 番について事務局から説明をお願いします。

なお、当該案件は借り手が●●委員となっている案件です。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案の終了後に再度入室となります。

	<p>●●委員の退席をお願いします。 (関係委員退席)</p> <p>それでは退席が終わりましたので事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号50番について説明します。 本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市市辺 ●● ●です。 借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。</p>
会長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>借り手の●●さんは、認定農業者として茶を栽培されており、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p>
	<p>受付番号50番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>
	<p>案件が終わりましたので委員の入室をお願いします。 (関係委員入室)</p> <p>続いて、受付番号51番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号51番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は兵庫県三田市 ●● ●です。 借り手は八幡市野尻 ●●●●●●●です。</p>

会　　長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事　務　局	借り手の●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会　　長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
●●委員	借り手の役員および従業員数はどれぐらいですか。
事　務　局	役員数としては4名で、従業員数は20数名です。
会　　長	他に質疑はありませんか。 質疑がないので、採決に入ります。
	受付番号51番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)
	全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。
	続いて、受付番号52番について事務局から説明をお願いします。
事　務　局	受付番号52番について説明します。 本案件は令和7年2月1日から令和8年1月31日まで設定された相対契約からの再設定で権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 貸し手は城陽市奈島　●●　●●です。 借り手は京都市伏見区　●　●●●です。
会　　長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。
事　務　局	借り手の●さんは茶を栽培されており、相対契約からの再設定であるため、適格性等について問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会　　長	只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)

	<p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号 5 2 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>続いて、受付番号 5 3 番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 5 3 番について説明します。</p> <p>本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>貸し手は城陽市寺田 ●● ●です。</p> <p>借り手は八幡市戸津 ●● ●●です。</p>
会長	対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告します。
事務局	借り手の●●さんは、八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	<p>只今、事務局から説明及び報告を行いました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p>
	<p>受付番号 5 3 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>続いて、受付番号 5 4 番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号 5 4 番について説明します。</p> <p>本案件は新規設定で権利の種類は使用貸借です。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p>

	<p>貸し手は城陽市上津屋 ●● ●●です。 借り手は宇治市広野町 ●● ●●です。</p>
会 長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告します。</p>
事 務 局	<p>借り手の●●さんについては、資料3のとおり就農理由書と営農計画書を提出されており、営農に必要な農機具も所有されていることから、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を行いました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
	<p>質疑がないので、採決に入ります。</p> <p>受付番号54番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p>
	<p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p>
	<p>続いて、受付番号55番について事務局から説明をお願いします。</p> <p>事 務 局</p> <p>受付番号55番について説明します。 本案件は新規設定です。権利の種類は使用貸借です。 内容は議案書のとおりです。 所有者は城陽市上津屋野上 ●● ●●です。 借り手は八幡市野尻 ●●●●●●●です。</p>
会 長	<p>対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>借り手の●●●●●●●●は八幡市の認定農業者であり、適格性等について問題ないと考えますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会 長	<p>只今、事務局から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので、採決に入ります。</p>

	<p>受付番号 55 番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。</p> <p>日程第6、議案第40号 相続税納税猶予に関する適格者証明についてを上程し、受付番号3番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号3番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●、相続人は城陽市寺田 ●● ●● 相続開始年月日は令和7年10月7日です。 資料4に位置図を添付しております。</p>
会長	対象地の利用状況の現地確認について、●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。 (質疑なし)</p> <p>質疑がないので採決に入ります。</p>
	<p>受付番号3番を原案通り決定することに賛成の方は挙手を願います。 (全員賛成)</p> <p>全員賛成により、本件を承認し証明書を交付することに決定します。</p> <p>日程第7、報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号81番から90番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号81番について説明します。 内容は議案書のとおりです。 相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。</p>

受付番号 8 2 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号 8 3 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は城陽市觀音堂 ●● ●●です。

受付番号 8 4 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は城陽市長池 ●● ●です。

受付番号 8 5 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は城陽市長池 ●● ●●です。

受付番号 8 6 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号 8 7 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は城陽市寺田 ●● ●●です。

受付番号 8 8 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は京都市中京区 ●● ●●です。

受付番号 8 9 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は京都市伏見区 ●● ●●です。

受付番号 9 0 番について説明します。
内容は議案書のとおりです。
相続人は神奈川県横浜市 ●● ●●です。

会 長
只今、事務局から説明を受けました。
ご意見・ご質問はございませんか。
(意見・質問なし)

	<p>ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。</p> <p>日程第8、報告第32号 農地法第4条第1項の規定による届出についてを専決しました。受付番号9番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号9番について説明します。</p> <p>土地の所在は城陽市平川</p> <p>地目は田、面積は166平方メートルのうち126平方メートル</p> <p>申請人は城陽市平川 ●● ●です。</p> <p>資料5に位置図等を添付しております。</p> <p>申請地は農業振興地域外の市街化区域です。</p> <p>転用目的は貸露天駐車場です。</p> <p>隣接農地はありません。</p> <p>雨水は前面道路側溝にて排水します。</p> <p>環境課からは現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</p> <p>管理課からは土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出し、流出がないよう対応してください。</p> <p>との意見が付されております。</p>
会長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は会社等に囲まれており周囲に農地はないので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>ご意見・ご質問がないようですので、受付番号10番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号10番について説明します。</p> <p>土地の所在は城陽市富野</p> <p>地目は畠、面積は165平方メートルのうち56平方メートル</p> <p>申請人は城陽市富野 ●● ●です。</p>

	<p>資料6に位置図等を添付しております。</p> <p>申請地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は駐車場です。 雨水は宅内の排水溝から暗渠排水管を通じて前面道路側溝に排水します。 以前から土地の一部を駐車として利用されているため顛末書が提出されています。</p> <p>環境課からは現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。 管理課からは新たに、道路に関する工事を行う場合は道路法第24条による協議をして下さい。 との意見が付されております。</p>
会長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。申請地は住宅として開発地内であり、周囲は住宅に囲まれており顛末書も提出されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。 ご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし)
	ご意見・ご質問がないようですので、受付番号11番について事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号11番について説明します。 土地の所在は城陽市久世 地目は田、面積は合計で191平方メートル 申請人は城陽市寺田 ●● ●●、城陽市長池 ●● ●、●● ●●です。 資料7に位置図等を添付しております。
	申請地は農業振興地域外の市街化区域です。 転用目的は貸露天駐車場です。 隣接農地はありません。 雨水は砂利敷の自然浸透にて排水します。 以前から土地の一部を駐車として利用されているため顛末書が提出されています。
	環境課からは現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないよう

	<p>対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。</p> <p>都市政策課からは建築物の敷地として利用される場合、西側のコンクリートブロックにより土留めされている部分については法令上の基準を満たさない可能性がありますので、注意してください。</p> <p>との意見が付されております。</p>
会　　長	本件について、現地調査の概要を●●委員から報告をお願いします。
担当委員	報告いたします。事務局説明どおりであり、市街化区域であり顛末書も提出されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会　　長	<p>只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。</p> <p>ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
	ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。
	日程第9、報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを専決しました。受付番号16番と17番について事務局から説明をお願いします。
事　　務　　局	<p>受付番号16番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>土地の所在は城陽市観音堂</p> <p>解約理由は双方合意による解約です。</p>
	<p>受付番号17番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりです。</p> <p>土地の所在は城陽市市辺、城陽市市辺</p> <p>解約理由は双方合意による解約です。</p>
会　　長	<p>只今、事務局から説明を受けました。</p> <p>ご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
	ご意見・ご質問がないようですので、日程第9を終了します。
	以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第1回定例総会を終了致します。
	続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願いしま

	す。
--	----

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員